

ねりま防災カレッジ事業運営会議設置要綱

平成30年3月20日
29練危危第20426号

(設置)

第1条 練馬区立防災学習センター（以下「防災学習センター」という。）を拠点として実施しているねりま防災カレッジ事業について、学識経験者や区民等から広く意見を聴取し、防災学習等の事業を充実させるため、ねりま防災カレッジ事業運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営会議は、つぎに掲げる事項について検討する。

- (1) ねりま防災カレッジのカリキュラム
- (2) 防災学習センターの展示室における展示テーマ、展示物等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、運営会議が必要と認める事項

(構成)

第3条 運営会議は、委員長、副委員長および委員11名をもって組織する。

2 委員長は、区民防災課長とする。
3 副委員長は、防災計画課長とする。
4 委員は、区長が委嘱するつぎに掲げる者ならびに地域文化部協働推進課長および教育振興部教育指導課指導主事の職にある者とする。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 区内警察署から推薦された者 1名
- (3) 区内消防署から推薦された者 1名
- (4) 区民防災組織のうちから推薦された者 5名

(委員長および副委員長の職務)

第4条 委員長は、運営会議を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 運営会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

第6条 第3条第4項各号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 運営会議の庶務は、危機管理室区民防災課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営会議の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月17日1練危危第20480号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。